

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和6 年 12 月 26 日

案 件 名	次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプランの策定について						
所 管	市長公室	局 区	部	政策	課	担当者	内線

事案概要

淵野辺駅南口周辺まちづくり事業の第1ステップの取組を中心とした基本計画として、「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプラン～鹿沼公園・複合施設整備基本計画～」の策定について諮るもの

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	・まちづくりプランの位置付け・事業スケジュール ・公園整備計画 ・複合施設整備計画 ・鹿沼公園及び複合施設の管理・運営方針 ・事業スキーム ・複合施設整備後の跡地活用等の方向性(第2ステップ)
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果						
	効果測定指標	施策番号					
	事業効果	R6	R7	R8			

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施 内容	【第1ステップ】						
	既存施設解体						
	供用開始						
	複合施設整備						
	公園整備						
	供用開始						
	大規模事業 評価※1						
	※1…事業全体(第1ステップ・第2ステップ)で実施						
	【第2ステップ】参考						
	供用開始						
実施 内容	庁内調整						
	まちづくりプランの検討・策定						
	PPP/PFI事業者選定 アドバイザー業務委託						
	複合施設・ 公園設計						
実施 内容	(仮称)駅前市有地活用等基本計画 (R8年度以降策定予定)						
	事業手法等に応じた取組(アドバイザー業務等)						
	自転車駐車場再整備を含む駅前市有地の有効活用等(設計・工事)						
	土地利用等の方向性等の検討 等						

○事業経費・財源									(千円)
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
事業費(土木費)		14,003	48,760	88,338	1,499,613	3,136,255	2,486,768	696,262	
うち任意分									
特財	国、県支出金			18,225	393,246	772,032	551,739	170,784	
	地方債				987,400	2,109,440	1,373,600	472,460	
	その他								
一般財源		14,003	48,760	70,113	118,967	254,783	561,429	53,018	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		14,003	48,760	70,113	118,967	254,783	561,429	53,018	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養 (事業の税収効果)	老朽化した公共施設の集約・複合化による再整備により、管理運営費用の削減が見込まれる。また、駅前市有地の有効活用(売却・貸付け等)により、改革プランで示す見直し効果額以上の財源確保が見込まれる。								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)									(人工)
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									

SDGs 関連ゴールに○									
				○					
									
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期			報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり	時期	令和7年2月	議会への情報提供	全協	令和7年2月	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
庁議に付議(R6.1~R6.2)	戦略会議で審議した結果、差し戻しとなった。
市長、3副市長説明(R6.4)	まちづくりビジョンの概要等
庁議に付議(R6.6)	戦略会議で審議した結果、継続審議となった。(ただし、大規模事業評価などの必要な事務について、課題の整理ができれば、実施することについて認める。)
庁議に付議(R6.9)	決定会議((仮称)駅前市有地活用等計画の策定に伴う必要な調査の実施、連絡調整体制及びスケジュールについて)⇒原案のとおり承認
庁内意見照会(R6.10、R6.11)	まちづくりプラン(案)について
淵野辺駅南口周辺まちづくり連絡調整会議兼関係課長打合せ会議(R6.12)	まちづくりプランの策定について
政策課	庁議内容の確認及び資料等について調整済
財政課	想定事業費や歳入の見込み方について調整済
アセットマネジメント推進課	事前協議実施済。事業内容について調整済

備考	関係課長打合せ会議の出席課: 経営監理課、シティプロモーション戦略課、総務法制課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、国際課、こども・若者支援課、青少年学習センター、ゼロカーボン推進課、清掃施設課、建築政策課、交通政策課、道路計画課、路政課、中央区役所区政策課、大野北まちづくりセンター、図書館、大野北公民館、都市建設総務室、地域経済政策課、政策課、都市計画課、公園課、生涯学習課
----	---

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(12/23)

【庁議の経過について】

○(経営監理課長) 今回の庁議は、これまで継続審議になっている庁議と合流するイメージか。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 本年6月の庁議では、大規模事業評価の実施に必要な内容について、審議をいただいた。今回のまちづくりプランの策定に関する庁議で、合流していくイメージである。
○(経営監理課長) 継続審議となった理由の課題の整理が早々には解決しないことから、ということか。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) そのとおりである。
○(アセットマネジメント推進課長) 課題については解決しないまま先に進むことになる。例えば大規模事業評価手続きのやり直しなど、手戻りとなることが想定されるが、それも承知の上で進めていくということか。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) アイススケート場については、民設民営での検討がされており、仮に鹿沼公園に設置するとなった場合に、大規模事業評価を再度実施する必要はないと整理している。まちづくりプランについては、現時点ではアイススケート場の規模感も全く分からないことから、見直しが必要か否かという判断はできないが、地域への説明など相当な時間を要するのではないかと考えている。現時点では鹿沼公園以外も候補地として実現可能性調査が進められていることから、本事業については、このまま進めさせていただきたいと考えている。
→(経営監理課長) 事業費の観点からはアイススケート場について大規模事業評価手続きに含めないという整理も可能と考えている。まちづくりビジョンにまで遡って影響があるものなのかどうか、規模感も分からない。アイススケート場について大規模事業評価手続きを実施しないと意思決定をするものではないが、そういう議論も有り得るということである。

【中央図書館機能について】

○(アセットマネジメント推進課長) 複合施設は図書館が中心となるものだが、中央図書館機能については、既に庁議で審議され、計画が策定されたと承知しているが、その後具体的な検討は進んでいるのか。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 中央図書館機能については、図書館を中心に検討を進めており、その内容をまちづくりプランに反映している。

【大規模事業評価について】

○(財政課長) アイススケート場の庁議では、民設民営では厳しく、どこまで市として財政的な支援をするかについても、検討に含めることとなっている。例えば土地の無償貸し付けも財政的な支援に含まれるが、その場合も大規模事業評価に影響は与えないのか。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 事業費の面では影響はないと整理している。
→(経営監理課長) 大規模事業評価のやり直しがないとは、現時点では言い切れないという状況である。

【条例の検討について】

○(総務法制課長) 今後の検討事項であるが、複合施設の管理運営に関して、条例の内容についても検討が必要である。まず、供用する時間や諸室の利用料金をどう設定するのか、オープンスペースの位置付けなども含めて施設内のエリアをどう設定するのか、そもそも指定管理者制度を導入するのかといった点を整理しないと、条例の検討に関するスタートラインに立てないと考えており、早めに検討を進めていただきたい。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 既存の条例を個々に改正するのか、全体をまとめる条例を制定するのかなど、スピード感を持って検討を進めていきたい。
→(総務法制課長) 条例の位置付けは結果論であり、先ほど申し上げた供用時間や管理方法の考え方を整えるのが先ではないかと考えている。

【まちづくりの考え方について】

○(経営監理課長) まちづくりビジョンで定めた内容ではあるが、「歩いて楽しめるまち」とは、具体的にどのようなイメージか。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 例えば公園の外周を一周できたり、淵野辺駅から鹿沼公園までの通りについても、公園まで行くのが楽しくなるような仕掛けがあったらよいという意見をいただいております。第2ステップの中で検討を進めていきたい。
○(経営監理課長) 公園の外周に歩道を設ける考えはあるのか。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 歩道状空地を設ける箇所はあると考えている。園路としては公園内に設置する想定である。
○(経営監理課長) 駅前広場の交差点について、将来的に改良工事を行う想定はあるのか。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 駅前広場については、第2ステップにおける検討範囲に含めており、バスやタクシーなどの交通事業者の意見も聴き、今後検討したい。
→(経営監理課長) 現在の図書館敷地は駐車場ゾーンになっているが、駅前の交差点でそのような交通量を処理出来るのかといった検討はいつ頃を予定しているのか。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 駐車場の出入り口設置も警察との協議が必要であり、民間事業者から具体的な提案が出るタイミングで行うと考えている。

○(中央区役所区政策課担当課長)淵野辺駅の南北の回遊性向上は、いつごろ検討するのか。
→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当))どちらかというソフト面での検討となると思われるが、第2ステップの検討において想定している。

【事業経費について】

○(財政課長)今回はDBO方式を基本として、今後アドバイザリー業務の中で精査するとされているが、アドバイザリー業務委託の経費が増減するようなことはないのか。

→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当))人件費が上がっている部分はあるが、参考見積を徴取した事業者からは、打合せの方法を工夫するなどにより対応可能と伺っている。

○(政策課長)想定事業費の積算はいつ時点か。物価高騰の状況は加味されているか。

→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当))本年6月の庁議の時点と変わっていない。市の長寿命化事業費に関する概算単価を基にしており、物価上昇や人手不足といった社会情勢の変化による影響を反映できていない可能性がある。

→(政策課長)実際に事業を実施する段階になると、物価高騰の影響により事業費は上振れする可能性があると思われるが、今後変動する要素も含まれているということか。

→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当))そのとおりである。

○(財政課長)今後、事業の根本的なコンセプトが変わり、事業費が大きく変わることはあるか。

→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当))現時点では、事業内容の変更による大幅な事業費の変動は想定していないが、物価高騰といった社会情勢の変化による事業費の変動はあると想定している。

【複合施設について】

○(総務法制課長)あさひ児童館については、自治会としても利用していると承知しているが、自治会との調整状況はどのようになっているのか。

→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当))複合化後については、児童館機能の部分ではなく、コミュニティ室などを自治会活動で利用していただくよう、話をしている。

○(総務法制課長)現在国際交流ラウンジが入っているプロミティふちのベビルは売却する方向で検討していると聞いているが、複合施設供用開始のスケジュールとの調整はしているか。

→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当))ビルの所有者である神奈川県には市の検討状況を伝えるなど、情報共有は図っており、引き続き調整をさせていただく。

○(経営監理課長)設計の内容について、市民の方々と調整するタイミングはあるのか。

→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当))先日の大野北地区まちづくり会議の役員会でも、図面はいつ頃公表されるのか、市としての案を早く示してほしいとの意見をいただいている。設計段階で建築の構造的な部分まで意見を求めるのではなく、出来上がった図面等の案について、意見をいただくようにしたいと考えている。

【公園の利用について】

○(経営監理課長)今後も大野北銀河まつりを開催する場合、どのあたりで実施する想定なのか。

→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当))現在も銀河まつりの際は、公園の入り口付近と交通公園のあたりを中心に利用して開催されていることから、複合施設ができた際には、同施設の周辺も活用して開催できるのではないかと考えている。

【まちづくりプランについて】

○(政策課長)まちづくりプラン(案)の中に屋根付き広場の写真が掲載されている。誤解を与えることのないような写真にした方がよいのではないか。

○(経営監理課長)もみじホールの写真は整備するホールのイメージ写真として適切か。平土間式の写真だけでも良いのでは。

→(市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当))ご意見を踏まえ、掲載する写真については検討させていただく。

《原案のとおり上部会議に付議する》

次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプラン ～鹿沼公園・複合施設整備基本計画～(案) の策定について

決定会議 資料

- 1 まちづくりビジョンの概要
- 2 「まちづくりビジョン」策定後の経過と今後の予定
- 3 まちづくりプランの位置付け・事業スケジュール
- 4 公園整備計画
- 5 複合施設整備計画
- 6 鹿沼公園及び複合施設の管理・運営方針
- 7 事業スキーム
- 8 複合施設整備後の跡地活用等の方向性

令和6年12月26日 市長公室 政策課



1 まちづくりビジョンの概要

1

● まちづくりの基本方針

将来像「テーマ」

人・活動・居場所がゆるやかにつながる 図書館と公園のある ちょうどいいまち 淵野辺

「コンセプト」

- 視点1 公園のようなまち ~Parkful~ ⇒ 文化を継承し、自然を感じる公園のような「まち」を目指します。
- 視点2 歩いて楽しめるまち ~Walkable~ ⇒ 安全・安心で、健康的に歩いて楽しめる「まち」を目指します。
- 視点3 住みやすいまち ~Livable~ ⇒ やすらぎとにぎわいが共存する、住みやすい「まち」を目指します。

【複合化対象施設】

以下の6施設を集約・複合化します。

- 図書館・視聴覚ライブラリー
- 大野北公民館
- 大野北まちづくりセンター
- 青少年学習センター
- あさひ児童館
- さがみはら国際交流ラウンジ

【コンセプト】

目的がある人もない人も、誰もが気軽に利用できる公園のような施設

第1ステップ

<まちづくりビジョンで定めた内容>

第2ステップ

【駅前市有地等】

- ・駅前での機能維持を前提に再整備（自転車駐車場）
- ・自転車駐車場再整備での活用（まちづくりセンター・公民館等敷地）
- ・売却・貸付け等による財源確保

【鹿沼公園】

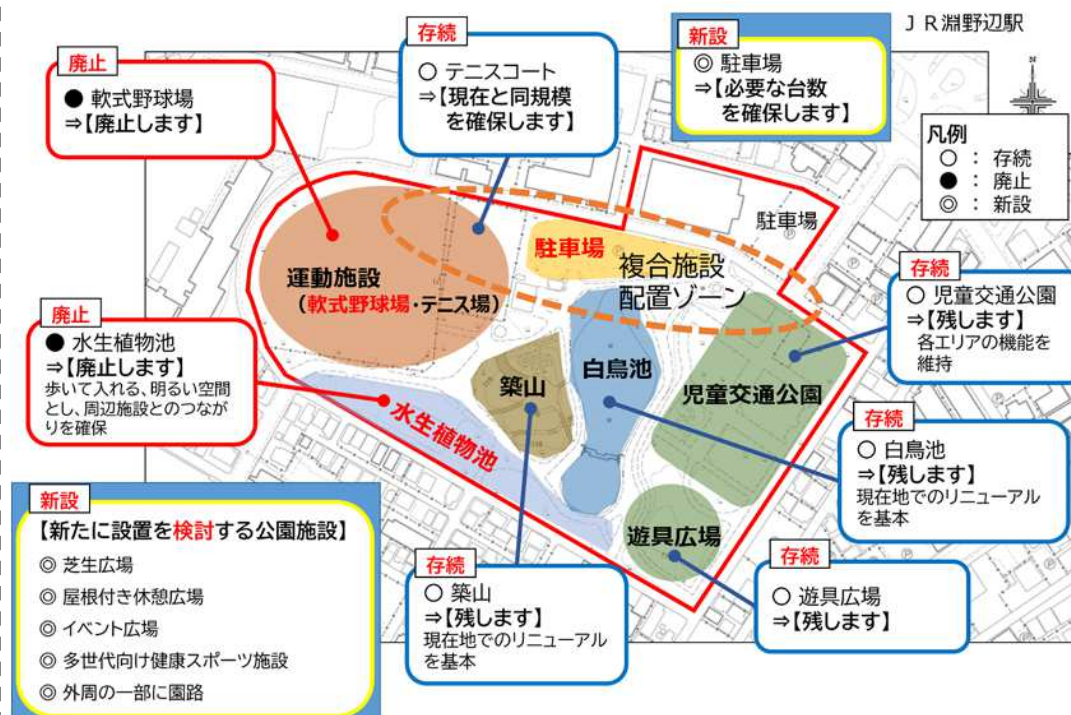
- ・残す施設⇒児童交通公園、白鳥池、遊具広場、築山
- ・位置を検討し、残す施設⇒テニスコート
- ・廃止施設⇒軟式野球場、水生植物池

【敷地の一体的な利用】

複合施設整備に伴う鹿沼公園への影響を抑えるため、鹿沼公園と図書館敷地を一体的に利用して再整備を行います。

「公共施設の再整備（鹿沼公園のリニューアル・複合施設の設置）などを中心としたまちづくり」を「第1ステップ」とし、「跡地活用による駅前自転車駐車場の再整備などの課題解決に向けたまちづくり」と「駅前市有地の有効活用など民間活力等による地域の活性化に向けたまちづくり」を「第2ステップ」として一体的に取り組む。

<鹿沼公園・図書館敷地再整備の考え方>



2 「まちづくりビジョン」策定後の経過と今後の予定

2

令和5年3月

「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりビジョン
～鹿沼公園・公共施設再整備に向けて～」策定

令和5年4月
～令和6年3月

- ・民間活力導入可能性調査の実施（サウンディング型市場調査やアンケート調査、事業手法の検討、VFMの算定など）
- ・地域団体等へビジョンの概要説明、小中学校への出前授業、子ども向けオープンハウス、ワークショップの実施

令和6年6月

第1ステップの検討・プラン骨子案・施設整備位置の絞り込み・公園及び施設の整備の方向性・事業手法及び事業期間

令和6年9月

第2ステップの検討・（仮称）駅前市有地活用等計画の策定に伴う必要な調査の実施、連絡調整体制及びスケジュール

令和6年10月
～令和7年1月

大規模事業評価の実施（市民意見17人40件）

令和6年12月
～令和7年1月

今回の庁議 まちづくりプラン（鹿沼公園・複合施設整備基本計画（第1ステップの取組と第2ステップの方向性））

令和7年2月

まちづくりプラン（鹿沼公園・複合施設整備基本計画）案の説明（市議会）

令和7年2月中旬
～3月中旬

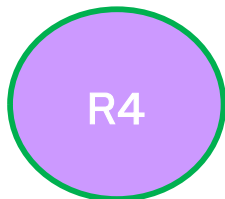
まちづくりプラン（鹿沼公園・複合施設整備基本計画）案（パブリックコメント実施）

令和7年3月

まちづくりプラン（鹿沼公園・複合施設整備基本計画）策定

基本構想

基本計画



まちづくりビジョン
鹿沼公園・公共施設再整備に向けて

R6

まちづくりプラン（第1ステップ）
～鹿沼公園・複合施設整備基本計画～

R8
以降

(仮称)まちづくりプラン（第2ステップ）
～駅前市有地活用等基本計画～ 策定予定
※今後の検討状況等により、スケジュールは変更となる場合あり。

第1ステップの取組

第2章
公園整備計画

第3章
複合施設整備計画

第4章
鹿沼公園及び複合施設の管理・運営方針

第5章 事業スキーム

第2ステップの方向性

第6章 今後整理・検討すべき事項等

6-1 今後整理・検討すべき事項（第1ステップ）

6-2 複合施設整備後の跡地活用等の方向性(第2ステップ)

(第1ステップ)

令和6～8年度	アドバイザー業務委託
令和7年度	整備に当たっての基礎調査
令和8～9年度	公園・複合施設設計
令和9年度～	公園整備・複合施設建設
令和11年度	一部供用開始（複合施設）
令和12年度	全面供用開始（鹿沼公園）、既存施設の解体

(第2ステップ)

令和9年度～11年度	アドバイザー業務委託等
令和12年度～	着工

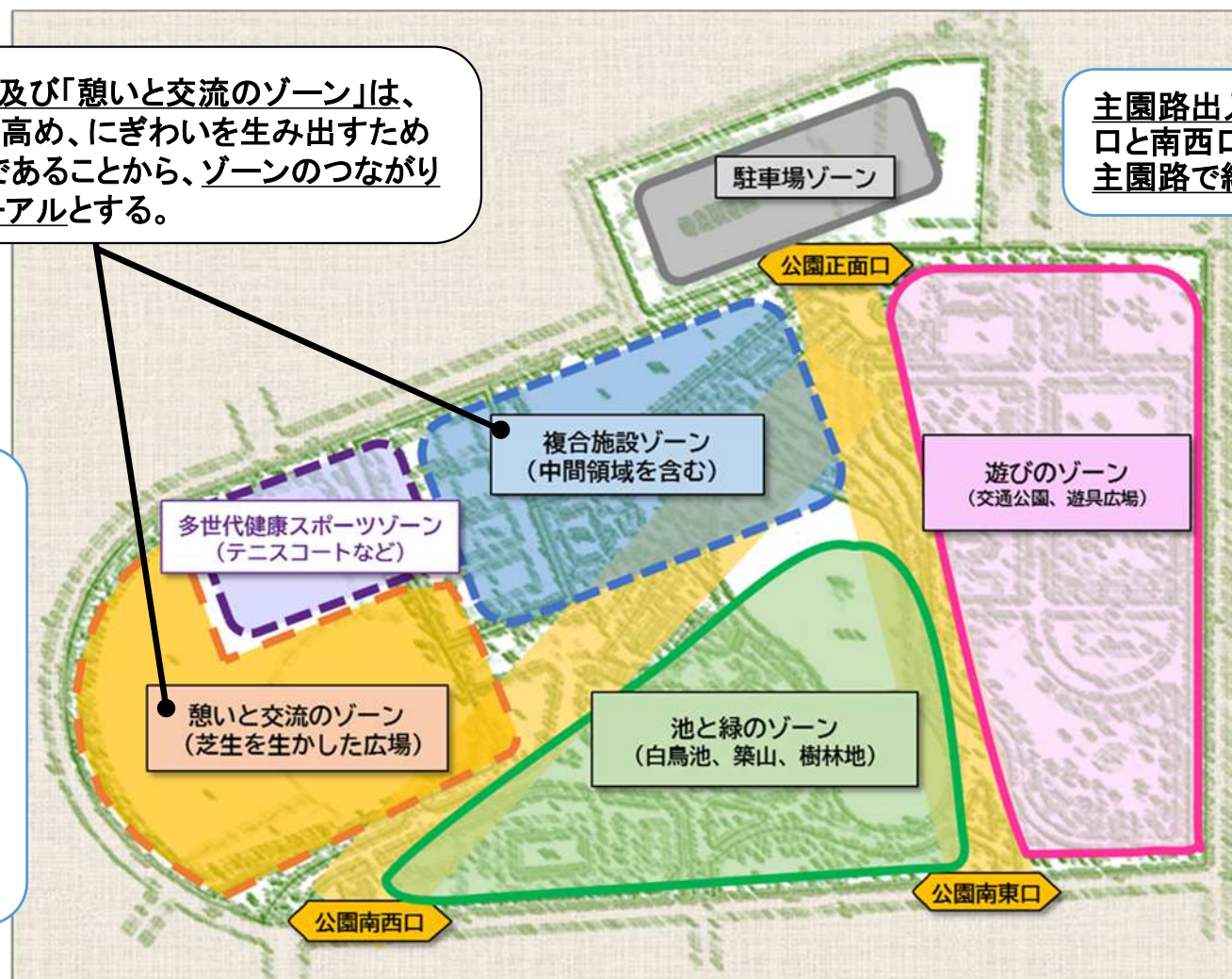
● 複合施設整備位置の絞り込み及びゾーニングの整理 民間提案を受けるに当たっての前提条件

- 複合施設整ゾーンは、「池北側案」とし、現公園管理事務所・テニスコート付近まで拡張し、立体都市公園制度を活用した土地利用を図る。
- 鹿沼公園及び図書館敷地を次の6つのゾーンとする。
- 公園外周部に散歩やジョギング等により公園内を一周することができる園路を整備する。

「複合施設ゾーン」及び「憩いと交流のゾーン」は、公園内の回遊性を高め、にぎわいを生み出すための核となるゾーンであることから、ゾーンのつながりを意識したリニューアルとする。

主園路出入口は、鹿沼公園の正面口と南西口及び南東口の3か所とし、主園路で結ぶ。

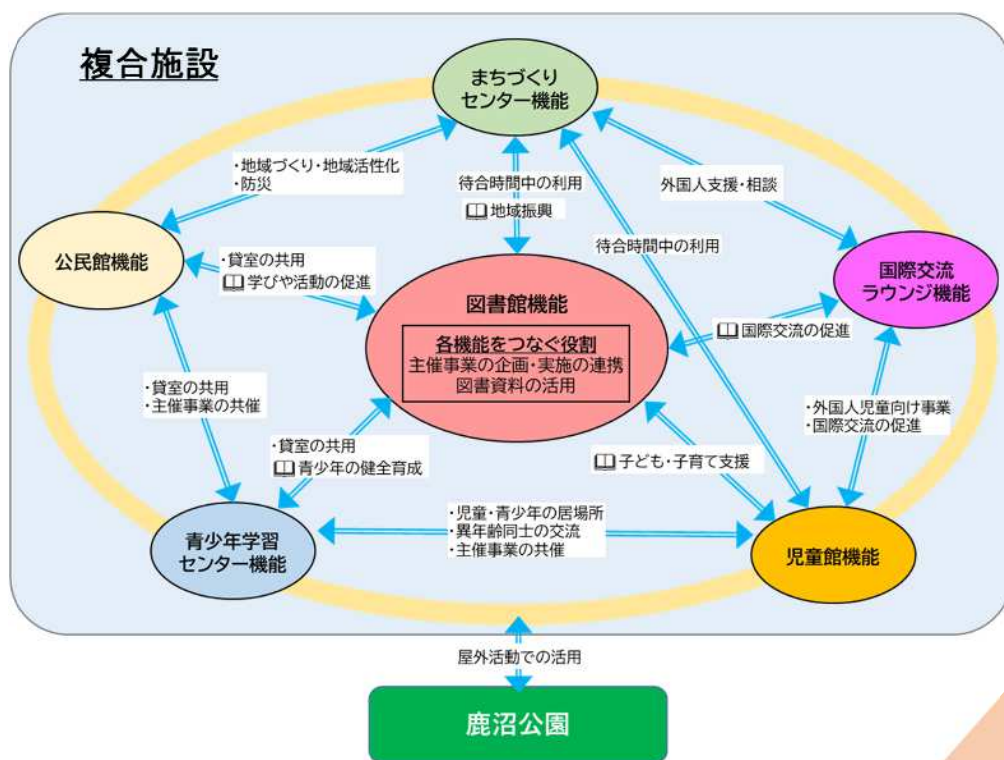
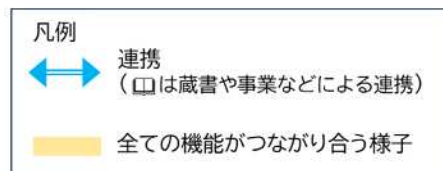
原則としてゾーニングに沿った整備を行うが、民間事業者からの提案を求める中で、各ゾーン又は公園全体の機能向上や魅力向上に資する場合には、各公園施設の規模や形状の変更、新たな公園施設の設置も可能とする。



5 複合施設整備計画

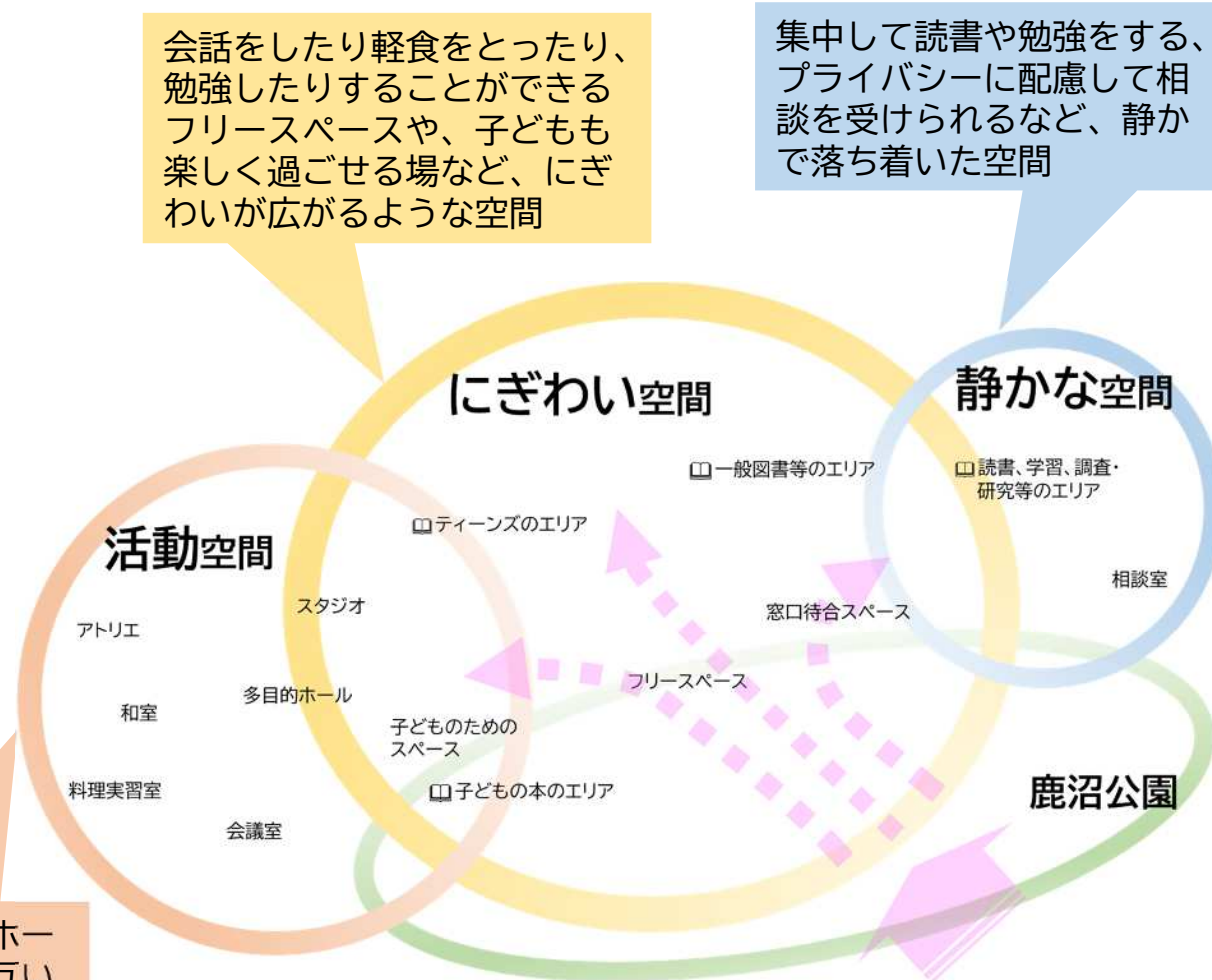
● 複合施設の導入機能

<機能同士の連携>



● 複合施設内のゾーニング

<ゾーニングイメージ図>



会話をしたり軽食をとったり、勉強したりすることができるフリースペースや、子どもも楽しく過ごせる場など、にぎわいが広がるような空間

集中して読書や勉強をする、プライバシーに配慮して相談を受けられるなど、静かで落ち着いた空間

会議室やスタジオ、多目的ホール、アトリエ等を集め、お互いの活動が見えることで交流のきっかけが生まれるような空間

- 施設の想定 複合施設の規模については、延床面積7,500㎡程度として整備
※民間事業者からの提案による収益事業の導入を検討する。

1 市民利用スペース

- (1) 貸 室（19室以上）※現状は25室
大会議室、中小会議室（6室以上）、和室、アトリエ、料理実習室、スタジオ（8室以上）、多目的ホール
- (2) 子どものためのスペース
子どもの年齢や用途に応じて、3つに区分（アクティブエリア、静かに遊ぶエリア、ベビーエリア）
- (3) フリースペース、窓口待合スペース
フリースペースを確保、窓口の待合スペースを一体的な空間とする。

2 図書館

- (1) 開架スペース
一般図書等のエリア、子どもの本のエリア（読み聞かせコーナー、子育て支援コーナー）、ティーンズのエリア、読書、学習、調査・研究等のエリア（サイレントルーム、学習室、グループ学習室、ボランティアルーム、相談窓口）
- (2) 管理運営のためのスペース
図書館の管理・運営に必要なスペース（図書整理室、配送拠点、閉架書庫）

3 バックヤード・共用部

- (1) バックヤード
事務室、相談室、職員用会議室、休憩室、更衣室、倉庫等
- (2) 共用部
廊下、トイレ、機械室等

●管理・運営の基本的な考え方

- ・鹿沼公園と複合施設のつながりを大切にし、一体的な管理・運営を目指す。
- ・民間活力を導入することで、効率的な施設の管理、効果的なサービスの提供を目指す。
- ・市が直接実施すべきものは、引き続き直営とする。

●想定される主な業務内容及び公民役割分担

<青字は民間事業者に委ねるもの>

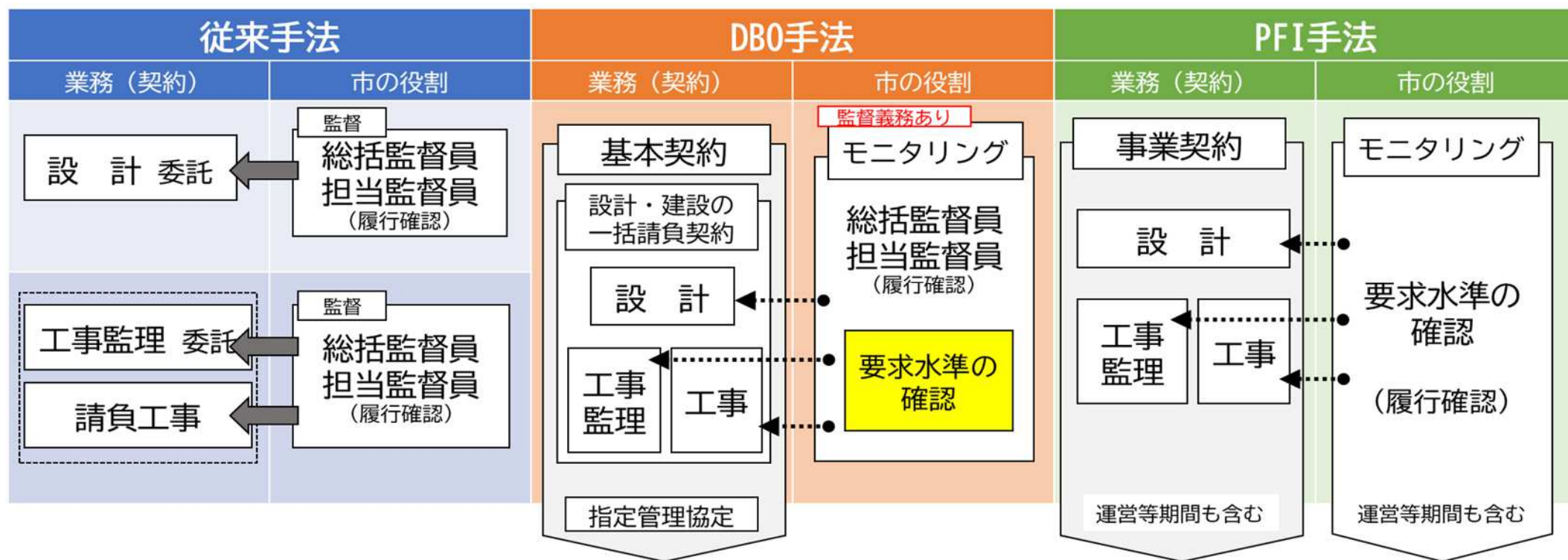
名 称	主な業務内容
共 通 業 務	・建物設備、備品の保守管理業務 ・清掃や警備業務(利用者駐車場含む。) 等
鹿 沼 公 園	・公園施設の管理、 ・スポーツ施設の管理・運営 等
図 書 館 機 能	・図書館運営業務(図書の貸出・返却、視聴覚サービス、レファレンス、配架、書架整理 等) ・図書館事業の企画・実施
公 民 館 機 能	・関係団体等との調整、公民館事業の企画・実施 ・貸室の管理・運営 等
まちづくりセンター機能	・各種手続きに係る窓口業務 ・地域振興に関すること(連携及び支援)
青少年学習センター機能	・関係団体等との調整、青少年学習センター事業及び実行委員会事業の企画・実施 ・貸室の管理・運営 等
国際交流ラウンジ機能	・国際交流ラウンジ事業の企画・実施 ・外国人相談受付 等
児 童 館 機 能	・児童の健全育成指導、安全確保 ・児童向け事業の企画・実施 等

●その他の管理・運営に関する考え方

- ・開館時間及び休館日の考え方 ⇒ 可能な限り一体的な運用
- ・貸室の運用の考え方 ⇒ 活動の継続、自主事業や優先予約等に配慮した運用
- ・その他の ⇒ 市民が運営に関わることができる仕組みを検討

● 想定される事業スキーム

民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、引き続き行う事業者選定に向けたアドバイザリー業務において更なる検証を行う。



● (仮称)駅前市有地活用等基本計画の策定

駅前自転車駐車場の再整備、駅前市有地の有効活用、駅前広場を含む周辺インフラの再整備等の具体的な取組内容について定める。

【検討の中心となる駅前市有地等】



<赤枠の範囲>

○駅前市有地

・大野北まちづくりセンター、大野北公民館、
あさひ児童館の敷地

・淵野辺駅南口第1・第2自転車駐車場の敷地

○駅前広場（市道淵野辺停車場鹿沼）等

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和6 年 12 月 26 日

案 件 名	市立障害者支援センター条例等の改正について									
所 管	健康福祉	局 区	地域包括ケア推進	部	高齢・障害者福祉	課	担当者		内線	
事案概要										
相模原市立障害者支援センター条例、相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例に規定する1食あたりの食事の提供に要する費用に相当する額を、具体的な内容(食材料費及び調理等に関する費用に相当する金額)に改正し、当該金額の決定方法を定めるもの。										
審議事項	◎条例に規定する食事の提供に要する費用に相当する額を、具体的な内容(食材料費及び調理等に関する費用に相当する金額)に改正すること等について ※令和7年3月に改正、令和7年10月に施行 ◎食材料費及び調理等に関する費用に相当する金額の決定方法について									
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。									
事業効果 総合計画との関連	事業効果	◎条例に規定する食事の提供に要する費用に相当する額の内訳が明確になる。 ◎市内民間事業所の平均額を基本とすることで、指定管理者の負担が適正なものになるとともに、利用者の過度な負担を防ぐものとなる。								
	効果測定指標							施策番号		
		R6	R7	R8						
	事業効果 年度目標		条例・規則の改正							
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工										
○事業スケジュール										
実施 内容	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
	庁内調整 3月議会 条例、規則改正・公布 利用者周知 施行 規則改正検討改正・公布 施行 ※ 規則改正検討改正・公布 施行 ※以降同様に継続す									

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

								
		○						
								

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	
パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供		

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	関係課長打合せ会議にて説明(令和6年11月28日開催)
経営管理課	同上
総務法制課	同上、関係課長打合せ会議後に条例改正の内容について調整済
財政課	同上
こども・若者政策課	同上
保育課	同上
陽光園	同上
療育相談室	同上
児童発達支援センター	同上
健康福祉総務室	同上
福祉基盤課	同上

備 考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (12/6)	【条例改正について】 ○(総務法制課長)利用料金について、指定管理者の案を市長が承認する承認制とはせず、条例には、「相当する額」ではなく額の根拠を位置づけることが必要である。額の根拠がはっきりすれば、金額等の詳細は規則で別に定めるということで良い。 ○(総務法制課長)調理に要する費用等は国の基準に基づくものであり、基準の変更に伴って自ずと当該規則に定める金額も変更になるという理解でよい。 ○(高齢・障害者福祉課長)そのとおり。食事提供体制加算の基準に基づいている。 【食材料費及び調理等に関する費用に相当する金額の決定方法について】 ○(財政課長)改正の影響について、【市】の負担の記載に「指定管理者による負担であるため」という表現があるが、「指定管理料等の予算に変更がない」旨のみの記載で良いのではないかと。 ○(高齢・障害者福祉課長)修正する。 ○(経営監理課長)改正の影響について、指定管理者の負担は必ず減となるのか。 ○(高齢・障害者福祉課長)基本的には減となるみこみであるが、表現方法を検討する。 ○(財政課長)利用者の負担は一人当たりどの程度増額となるのか。 ○(高齢・障害者福祉課長)食材料費が50円の値上がりとなった場合、1か月20日間として、年間約1万2千円の利用負担の増額となる。 ○(財政課長)額が想定できるのであれば、資料にも額を記載したほうがよい。 ○(高齢・障害者福祉課長)承知した。 ○(人事・給与課長)松が丘園と上九沢デイサービスセンターで食事の提供に要する費用に差があるが、なぜか。 ○(高齢・障害者福祉課長)施設の判断によるもの。利用者の負担を超える部分は指定管理者の負担となっている。 ○(シティプロモーション戦略課長)規則に定める額の決定について、指定管理者が極端に低い金額を提案してきた場合は、その金額となるのか。 ○(高齢・障害者福祉課長)市内の民間施設等の状況も踏まえ、最終的には市で判断する。 ○(経営監理課長)指定管理者からの協議の金額で決定するということではなく、市で協議の上、判断するという旨を資料に記載したほうが良い。 ○(高齢・障害者福祉課長)資料を修正する。 ○(総務法制課長)規則に定める金額を聞かれた場合には、どのように回答するのか。 ○(高齢・障害者福祉課長)民間相場の平均額を踏まえ設定し、利用者への大きな負担額とならないものと説明する想定である。 ○(財政課長)金額は令和6年10月調査時点の平均額となる750円とするのか。 ○(健康福祉総務室長)基本的にはその金額を想定している。 <<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>>
--	--

【12月26日 決定会議】

市立障害者支援センター条例等の 改正について

★審議事項★

- 1 概要
- 2 現状
- 3 対応
- 4 今後の想定スケジュール



★審議事項★

◎条例に規定する食事の提供に要する費用に相当する額を、
具体的な内容(食材料費及び調理等に関する費用に相当する金額)に改正すること等について

※令和7年3月に改正、令和7年10月に施行

◎食材料費及び調理等に関する費用に相当する金額の決定方法について

1 概要

(1) 対象施設・条例

名称	障害者支援センター松が丘園	上九沢身体障害者デイサービスセンター
		
位置	中央区松が丘1丁目23番1号	緑区上九沢4番地
運営	指定管理:指定管理料・利用料金制 (社会福祉法人相模原市社会福祉事業団)	指定管理:利用料金制 (社会福祉法人県央福祉会)
条例	相模原市立障害者支援センター条例	相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例
条文 (平成18年10月 1日施行の改正)	(利用料金)第6条第1項第1号 第3条第1号の事業を利用する場合 利用する者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項の規定により利用する者及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の規定により利用する者を除く。))に係る法第29条第3項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該事業に要した費用の額)及び当該事業に係る法第29条第1項に規定する特定費用に相当する額(特定費用のうち食事の提供に要する費用に相当する額は、1食につき650円とする。)の合計額	(利用料金)第5条第2項 利用料金は、第14条第1号に規定する障害福祉サービスの事業について、利用者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項の規定により利用する者を除く。))に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスの事業に要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該障害福祉サービスの事業に要した費用の額)及び当該障害福祉サービスの事業に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する特定費用に相当する額(特定費用のうち食事の提供に要する費用に相当する額は、1食につき650円とする。)の合計額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

1 概要

(2) 物価の高騰の影響

	障害者支援センター松が丘園	上九沢身体障害者デイサービスセンター
条例規定額	650円 内訳：食材料費 330円 人件費他相当額 320円	650円 内訳：食材料費 330円 人件費他相当額 320円
食事の提供に要する費用の推移	R3 693円 R4 691円(-2円) R5 759円(+68円) ※委託する給食調理業務の1食当たりの実績単価	R3 1,166円 R4 1,195円(+29円) R5 1,160円(-35円) ※委託する給食調理業務の1食当たりの実績単価
影響	条例規定額との差額 <u>109円</u> ※差額109円は指定管理者が負担	条例規定額との差額 <u>510円</u> ※差額510円は指定管理者が負担

近年の推移を見ると、食事の提供に要する費用は増の傾向となっている。

上九沢身体障害者デイサービスセンターにおいては、第4期指定管理期間初年度の平成31年度(1,105円)と比べると55円増となっている。

 物価の高騰により、条例規定額と1食当たりの実績単価には差が生じている
結果、指定管理者による負担あり

2 現状

(1) 市内民間事業所(生活介護事業所)の平均(令和6年10月調査時)

◎食費の平均額は750円

※当該対象施設と同様に、①施設内で昼食を調理し、②食事提供体制加算を取っている事業所が設定している食費の平均額。最高額は924円。

※近年、値上げを実施、又は今後値上げを検討している事業所が多数あり。

(2) 他市の状況(令和6年10月調査時)

◎各指定管理者において650円を超える食費を設定している市

他政令市：札幌市(840円)、仙台市(787円)、浜松市(770円)、
神戸市(750円)、広島市(726円)

近隣市：海老名市(680円)、座間市(750円)、綾瀬市(700円)

※上記市においては、条例等で金額を規定していないため、社会情勢に応じ、各指定管理者が市長の承認等を得て設定。

※政令市のうち1市が条例、5市が規則等に金額を規定(相模原市除く)。



**市内民間事業所の平均と比べても差が発生
他市においても、650円を超える額の設定、値上げを実施**

3 対応

(1) 条例の改正

社会情勢や市内民間事業所、他市の状況を踏まえ、食事の提供に要する費用に相当する額を適切な額に見直しすることが必要であるが、当該額の内訳を具体的な内容にし、利用者及び指定管理者の負担を適正にするため、次のとおり条例を改正する。

◎改正の内容について◎

【現 行】

「特定費用のうち食事の提供に要する費用に相当する額は、1食につき650円とする。」

【改正案】

「特定費用のうち食事の提供に要する費用に相当する額は、食材料費及び調理等に関する費用に相当する金額として規則で定める額とする。」

※指定管理者が実際に徴収する金額を市が承認する旨を削除する。
(身体障害者デイサービスセンター条例)

3 対応

(2) 規則で定める額

規則で定める食事の提供に要する費用に相当する額は次のとおりとする。

◎規則で定める額について◎

- ①市内民間事業所(施設内で昼食を調理し、食事提供体制加算を取っている生活介護事業所)における**毎年度10月時点の食費**を調査し、その**平均額**を基本
 - ②両施設における**改定前年度上半期の食事の提供に要する費用の実績単価**と比較
 - ③指定管理者との協議
- これらを勘案した上で市が決定する。

※規則で定める額の改定は原則毎年度4月施行とする。
ただし、令和7年度は10月施行とする。

3 対応

(3) 改正の影響

【施設利用者】

650円からの増額分が利用者負担増となる。

(例) 650円から750円に増額し、月20日利用した場合
 $100\text{円/食} \times 20\text{食/月} \times 12\text{か月} = \text{年間} 24,000\text{円増}$

(参考) 令和6年9月時点契約者・利用者数

	障害者支援センター 松が丘園	上九沢身体障害者 デイサービスセンター
契約者数	54人	60人
1日の平均利用者数 (定員)	39人(60人)	18人(20人)

【市】

指定管理料等の予算に変更はない。

【指定管理者】

指定管理者の負担は減となる見込み。

4 今後の想定スケジュール

(1) 今後の想定スケジュール

- | | | |
|---------------|---------------|--------------------|
| ・ 令和 7 年 3 月 | 条例、規則の改正・公布 | |
| ・ 令和 7 年 4 月 | 施設利用者への周知 | |
| ・ 令和 7 年 10 月 | 条例、規則の改正施行 | |
| ※ 1 [| ・ 令和 7 年 10 月 | 次年度の規則改正検討開始 |
| | ・ 令和 7 年 12 月 | 規則の改正・公布 ※ 2 |
| | ・ 令和 8 年 4 月 | 規則の改正施行(食費の変更) ※ 2 |
- ※ 1 以降同様に継続する。
※ 2 規則改正検討の結果、必要と判断した場合のみとする。

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和6 年 12 月 26 日

案 件 名	食材料費高騰等に伴う市立療育センター条例等の改正について						
所 管	こども・若者未来	局 区	部	陽光園	課	担当者	内線
事案概要							
相模原市立療育センター条例に定める「食事の提供に要する費用に相当する額」の算出根拠を明確化するため、国の指針に基づき「食材料費及び調理等に係る費用に相当する額」に改正する。							
審議事項	◎市立療育センター条例第4条第2号アの使用料に関する規定を次のとおり令和7年4月に改正し、令和7年10月に施行する。 【現 行】 「通所特定費用のうち食事の提供に要する費用に相当する額は、1食につき650円とする。」 【改正案】 「通所特定費用のうち、食事の提供に要する費用は食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額とする。」に改正する。 ◎具体的な金額は規則で定める。 ➡規則において、「食材料費及び調理等に係る費用に相当する額」の具体的な算出方法を新たに定めるとともに、それに基づく具体的な金額も規定する。						
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。						
事業効果 総合計画との関連	事業効果	条例に定める「食事の提供に要する費用に相当する額」の内容が明確化される。					
	効果測定指標					施策番号	1,9
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標		給食費の改正				
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工							
○事業スケジュール							
実施 内容	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	庁内調整 3月議会 条例・規則改正 保護者周知 施行 ※ 規則に定める額の改 施行						
※以降同様に継続する							

○事業経費・財源										(千円)				
項目		補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12					
事業費(民生費他)	うち任意分		36,510	42,573	給食費の改定の有無や改定額などにより変動するため、現時点では不明									
	国、県支出金													
	地方債													
	その他		19,340	28,121										
	一般財源		17,170	14,452										
	うち任意分													
	捻出する財源※2													
一般財源拠出見込額			17,170	14,452	0	0	0	0	0					
元利償還金(交付税措置分を除く)														
捻出する財源概要														
税源涵養(事業の税収効果)														
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)										(人工)				
項目			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12					
実施に係る人工	A													
局内で捻出する人工※	B													
必要な人工	C=A-B		0	0	0	0	0	0	0					
局内で捻出する人工概要														
SDGs 関連ゴールに○														
			○	○										
														
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	なし						
	パブリックコメント	なし		時期			議会への情報提供	なし						
事前調整、検討経過等														
調整部局名等		調整内容・結果												
政策課		事案の内容や政策的な必要性、庁議資料の内容等に係る調整												
財政課		予算に係る調整												
総務法制課		改正内容について調整済												
学校給食課		学校給食費に係る調整												
保育課		保育所給食費にかかる調整												
高齢・障害者福祉課		施設給食費改定にかかる調整												
令和6年11月28日関係課長会議		課題調整・承認												
		事案を保護者支援と分けることとして調整済												
		総務法制課 改正内容について調整済												
令和6年12月6日調整会議		原案を一部修正し、上部会議に付議する。												
備考														

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の

主な議論

(12/6)

【条例等の改正について】

○(総務法制課長)条例等の改正について、今回は「使用料」の改正となっており、使用料は、地方自治法第228条で「使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。尚且つ、行政実例においても「使用料の額の決定を全面的に市長に委任することは違法である。」となっており、先ほどの説明では、法律違反となる。特に、説明資料3ページに記載のある「柔軟に対応する必要があるため、条例上は金額を定めず規則に定める」という考え方は間違っている。この案件の前に審議した「市立障害者支援センター条例等の改正」では、金額の積算根拠を明確化して条例に定め、具体的な金額を規則に定めるというものであり、規則に委ねるのではないという整理である。柔軟に対応するのは、効果であり目的ではない。この考え方で使用料を改定した場合、市の全ての使用料が規則で定められてしまう。考え方を直していただきたい。

→(陽光園所長)条例には2つの「使用料」が謳われている。1つは、通所支援に要する経費であるが、障害の程度や受けるサービスによって金額が異なるため、条例に金額が明記されていない。もう1つは給食費であるが、国の給付金は3年に1度変動があり、食材費自体も物価高騰等により変動があり、金額が明確に定まらないため、規則に定めていく考えである。

→(総務法制課長)通所支援に関しては、条例に金額が定められていないが、国が定めた基準等に基づき使用料を算出することができる。給食費についても同様に、何かしらの基準等に基づき算出したと説明していただく必要がある。変動するから規則に定めるということではなく、算出根拠を明確化し整理いただきたい。

→(経営監理課長)具体的には、何に基づき算出することとなるのか。

→(こども・若者政策課長)国から利用料等に関する指針が示されており、改正案はその内容を引用している。

→(陽光園所長)考え方を改めて整理し資料を修正する。

【食材費の考え方について】

○(シティプロモーション戦略課長)説明資料3ページの人件費について、420円と約2,000円という記載があるが、この違いは何か。

→(陽光園所長)平成18年に国や全国社会福祉協議会の資料から給食費:650円という額を示し、当時の食事提供加算額から食材費:230円、人件費等相当額:420円と内訳を定めた。しかし、市職員の人件費や光熱水費等を踏まえ陽光園内で実際にかかっている人件費を算出すると、一食当たりの人件費が420円では収まりきらず、実際は2,000円程度かかっているという状況を示したものである。

【給食費の改定について(規則に定める額)】

○(経営監理課長)改定額:719円の算出方法について、改めて確認したい。

→(陽光園所長)陽光園に管理栄養士が配置されていることで、食事提供加算の積算単位が「40」となる。そこに、本市の地域区分を乗じ、1単位10.74円で算出した429円がサービス報酬となり、食材費の290円を足した額が719円となる。国の定める障害福祉サービス等報酬が改定されなければ、3年間は同額のままである。

○(財政課長)現状について、条例規定額との差額を59円と示しているが、改定額は60円となっている。この違いは何か。

→(陽光園所長)59円については令和5年度の実績額となっており、60円については令和5年10月から令和6年9月までの実績額である。半年のずれではあるが、食材費が1円値上がりしている状況である。

→(財政課長)もし59円であれば、10円未満を切り捨て50円になるということか。

→(陽光園所長)そのとおりである。

→(財政課長)給食費改定の考え方を10円単位とする理由について伺う。

→(陽光園所長)保育所等は5円単位としているが、陽光園は通所している児童数が20名程と少なく、影響が大きいので10円単位とした。

→(財政課長)今の説明では、切り捨てではなく、切り上げた方がよいのではないか。

→(陽光園所長)保護者から食材費を多く徴収することになるため、切り上げはなじまないと考えている。

【その他】

○(政策課長)事案調書の審議事項について、「719円を規則に定める」と明記しているが、この内容では、規則の金額を改定する度に庁議へ諮ることとなる。今後、機械的に改定していくのであれば、表現を修正していただきたい。また、全体的にわかりづらい部分についても修正いただきたい。

○(総務法制課長)事案概要についても修正いただきたい。

<<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>>

【12月26日 決定会議】

食材料費高騰等に伴う市立療育センター条例等 の改正について

こども・若者未来局 陽光園



今回の提案

療育センター条例及び規則を改正する

- ① 療育センター条例上の食事の提供に要する費用について、
現行の「通所特定費用のうち食事の提供に要する費用に相当する額は、1食につき650円とする。」としているものを以下に改正する。

➡「通所特定費用のうち、食事の提供に要する費用は食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額とする。」
- ② 規則において、「食材料費及び調理等に係る費用に相当する額」の具体的な算出方法を新たに定めるとともに、それに基づく具体的な金額も規定する。

1 概要

対象施設・条例

児童発達支援センター ひだまり	所在地	運営	条例	条文 (平成18年10月1日施行の改正)
	中央区陽光台 3丁目19番2号	直営	相模原市立 療育センター条例	【現行】第4条第2号 使用する者(児童福祉法第21条の6の規定により使用する者を除く。)について、同法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定通所支援(以下「指定通所支援」という。)に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)及び<u>利用する指定通所支援に係る通所特定費用に相当する額(通所特定費用のうち食事の提供に要する費用に相当する額は、1食につき650円とする。)</u>の合計額

※「食事の提供に要する費用に相当する額」は以下「給食費」という。

【陽光園の組織】

陽光園	児童発達支援センター(ひだまり)
	療育相談室
	発達障害支援センター

2 食事の提供に要する費用について（現状）

- 1 食事の提供に要する費用のうち、人件費等相当額は公費（主に国の給付費。3年ごとに見直し）で負担し、保護者負担額は、食材料費のみとして徴収している。
- 2 近年、食材料費は高騰し続している。

条例規定額 (1食あたり)	650円
	内訳：食材料費 230円 (保護者負担額)
	人件費等相当額 420円 (給付費・一部市費)
	<u>*保護者負担は食材料費のみ</u>

実際の保護者負担額は

A：生保、低所得 0円（0人）
 B：一般① 115円（19人）
 C：一般② 230円（1人）

（ ）は、R6.10.1在籍数

食事の提供に要する費用の推移			
年度	給食費	(うち食材料費)	条例との差
条例	650円	(230円)	－
R3	674円	(254円)	+24円
R4	679円	(259円)	+29円
R5	709円	(289円)	+59円
R6	719円	(290円)	+69円
影響	条例規定額との差額 69円 (R6) ※差額は市で負担		

食材料費の高騰により、1食当たりの単価は条例に規定する単価を上回っている。

市内民間児童発達支援センター給食費		
施設	給食費	(うち食材料費)
いっぽ	750円	(308円)
青い鳥	720円	(270円)
バンビ	665円	(291円)
平均	712円	(290円)
市内民間児童発達支援センター給食費の平均額は 712円 (令和6年10月)		

民間児童発達支援センターの給食費との乖離もある。

4 食事の提供に要する費用の改定（食材料費高騰への対応）

（１）条例改正

令和６年９月までの実績では、条例に規定する６５０円を超えており、差額分は市が負担している。また、現行条例上、食事の提供に要する費用については具体的な金額（６５０円）のみ規定しており、算出方法が不明瞭。



保護者から使用料として徴収するものを明確化するため、国の指針に基づき、食事の提供に要する費用を「食材料費及び調理等に係る費用に相当する額」に改正する。

◎改正の内容◎

【現 行】

「通所特定費用のうち食事の提供に要する費用に相当する額は、１食につき６５０円とする。」

【改正案】

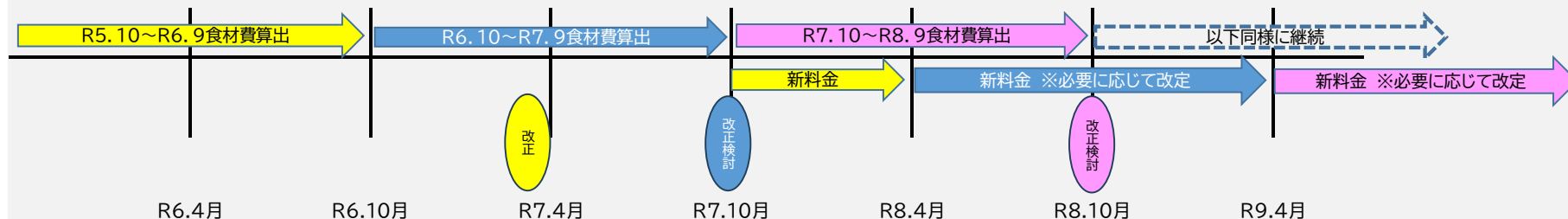
「通所特定費用のうち、食事の提供に要する費用は食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額とする。」

令和７年３月改正、令和７年１０月施行とする。

4 食事の提供に要する費用の改定（食材料費高騰への対応）

（２）食事の提供に要する費用の改定の考え方

- 1：次年度における食事の提供に要する費用の改定の判断は、10月に行う。
- 2：食事の提供に要する費用の積算については改正前年度10月から9月の食材料費の実績に基づき、**10月頃に翌年度の金額を検討し定める。**



- 3：1食あたりの食材料費の単価が、現行の食材料費と比較して10円以上の差が生じたときに金額を改定する。ただし、10円に満たない場合は据え置くこととする。
- 4：改定額は10円単位とし、10円未満は切り捨て。
- 5：保護者に負担を求めるのは食材料費のみとし、規則は、改正が必要な場合は10月に改正し、周知期間確保のため、4月施行とする。

※ただし令和7年度については、4月に改正するが、周知期間を考慮し10月施行とする。

5 食事の提供に要する費用の改定（規則に定める額）

規則に定める食事の提供に要する費用は次のとおりとする。

◎規則に定める額について◎

○人件費等相当額

障害児通所給付費（食事提供加算。3年ごとに見直される。）

※障害児通所給付費の見直しによって「食事を提供する費用」の改定も必要な場合、規則上での金額を随時改定する（公費負担分の改定なので、保護者負担に影響しない）

○食材料費

前年10月から本年度9月までの食材料費から平均額を算出。

《参考》R7年度の給食費の考え方

- ・人件費相当額 429円
- ・食事提供加算 40単位×10.74円（地域区分）
- ・食材料費 290円（実績単価）

※人件費等相当額（429円）については、引き続き公費負担。

※実際に徴収する額は、現行どおり要綱に規定する。

※R7.10月以降の物価高騰分は、価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担額の軽減を図るよう調整中。

6 今後のスケジュール

- ・ 令和7年 3月 条例、規則の改正・公布
- ・ 令和7年 4月 施設利用者への周知
- ・ 令和7年10月 施行（給食費の変更）
直近1年の実績調査調査
（R6.10～R7.9）
規則改正の要否を検討、
必要に応じて改正
- ・ 令和8年4月 施行（規則を改正した場合）

※以下同様に継続

1 次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプランについて

【政策課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 現在行われている民間アイススケート場の実現可能性調査について、鹿沼公園は含まれているのか。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 市有地や公園が広く対象地として検討対象になっており、その中には鹿沼公園も含まれているが、中間報告において、候補地が絞り込まれているという状況ではない。
 - (総務局長) 淵野辺駅南口周辺まちづくり事業を先行して進めていくとなると、鹿沼公園では芝生広場の部分だけの面積となり、民間アイススケート場の設置は難しくなるということか。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 本事業の検討状況については、スポーツ施設課にも共有しており、説明資料4ページに記載している「憩いと交流のゾーン」を念頭に置き、「複合施設ゾーン」には複合施設が設置されることを前提に検討している。
- (総務局長) 同じ市の事業として、一方では鹿沼公園も含めて実現可能性調査を進め、もう一方では、候補地となるか否か全く関係なく進めているとなると、対外的に説明できないのではないか。アイススケート場の実現可能性調査は、今後どのようなスケジュールで進められるのか。
 - (市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 今年度末の最終報告で1つに絞り込みはされず、複数の候補地と民間事業者が参画する際の条件等が整理される予定である。
 - (総務局長) 淵野辺駅南口周辺まちづくり事業をこのまま先行して進めていくのであれば、芝生広場のこの面積でアイススケート場は設置できるのか。
 - (市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 仮に鹿沼公園が民間アイススケート場の候補地として選ばれた場合には、アイススケート場の規模等によっては、まちづくりプランの見直しや地域への説明などに時間を要すると思われる。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 地域からは、なぜまちづくりプランの策定にこんなに時間がかかるのかといった声も寄せられている。
- (財政局長) 現在の図書館を解体しないと駐車場は設置できないということか。
 - (総合政策・地方創生担当部長) そのとおりである。
 - (財政局長) 図書館の解体にもかなり時間を要するのではないか。
 - (市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 複合施設の建設と並行して図書館の解体設計も行い、複合施設の竣工後、速やかに解体できるように進めていきたい。その間は、公民館等の駐車場を案内するなどの対応も想定しているが、今後具体的に整理していきたい。
- (財政局長) 説明資料7ページで、青字部分は民間事業者に委ねるものとされているが、図書館の運営業務は黒字になっている。現状でも図書館の貸出等は民間事業者に委託していると思われるが、今後は市の職員が担うということか。
 - (市長公室参事(淵野辺駅南口周辺まちづくり担当)) 現状でも民間事業者に委託している。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 説明資料には、想定される公民役割分担として記載しており、より民間事業者に委ねた方がよい部分があれば、委ねていく可能性もあると考えている。

(2) 結 果

○原案のとおり上部会議に付議する。

2 市立障害者支援センター条例等の改正について

【健康福祉局 高齢・障害者福祉課】

3 食材費高騰等に伴う市立療育センター条例等の改正について

【こども・若者未来局 陽光園】

※上記は、関連する事案となっているため、2つ合わせて審議を行った。

(1) 主な意見等

- （総合政策・地方創生担当部長）条例の改正案について、市立障害者支援センター条例では「食事の提供に要する費用に相当する額」となっているが、一方で、市立療育センター条例では「食事の提供に要する費用」となっている。また、「調理等に関する費用」と「調理等に係る費用」との違いもある。平仄が図れていないが、制度的な違いによるものなのか。
 - （地域包括ケア推進部長）市立障害者支援センター条例については、国の指針を引用した表現となっている。
 - （陽光園所長）市立療育センター条例も同様に、国の指針を引用している。
- （総務局長）費用の改定について、なぜこのタイミングでの改定となるのか。物価高騰に伴うという理由は理解できるが、令和3年度からの費用の推移を見ると、指定管理者や市が負担している状況である。今までの間、指定管理者から費用を上げてほしいといった議論はなかったのか。
 - （高齢・障害者福祉課長）本年7月に報道発表させていただいたが、松が丘園及び上九沢デイサービスの両施設において、条例上、規定があるにも関わらず、それを超える金額を徴収していた。本来、金額を設定するにあたり、本市への確認が必要であるが、それができていなかった。上九沢デイサービスについては、令和2年から100円多く徴収しており、松が丘園は本年4月から20円多く徴収していた。7月にその事実を把握し、至急対応を講じる必要があり、今回改正に向けた提案をさせていただいた。
 - （総務局長）今まで市が施設の状況を把握できていなかったということになるのではないかな。
 - （高齢・障害者福祉課長）そのような相談は今まで施設側からなく、松が丘園については、本市の確認より発覚したという状況であった。施設との情報共有が図れていなかった。
- （市長公室長）松が丘園、上九沢デイサービスセンター、ひだまり、公立保育所等、小学校以外に、費用を改定する施設は無いという認識でよいか。
 - （政策課担当課長）これ以外は無いと認識している。学校給食費の改定の議論の際に、公立保育所等の話があり、公立保育所等の議論の際に、今回の案件の話があった。これ以外に無いことについては、関係課長打合せ会議において確認している。
- （総合政策・地方創生担当部長）条例等整備方針上、額を規定しないという整理でよいのか。
 - （総務法制課総括副主幹）条文において内容を明確化したという整理である。
 - （総務局長）他都市の条例等を参考に、文言等の具体的な調整をしていただきたい。
- （市長公室長）3月議会に提案するのであれば、今後のスケジュールについて、総務法制課と調整いただきたい。

(2) 結 果

< 2 市立障害者支援センター条例等の改正について >

- 原案のとおり承認する。

<3 食材費高騰等に伴う市立療育センター条例等の改正について>
○原案のとおり承認する。

以 上